

神戸市と神戸ストークスとの包括連携に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と神戸ストークス（以下「乙」という。）とは、相互に連携することで、第1条に示す連携事項の取り組みにより、バスケットボールやチアダンスを通じたスポーツの振興、ウォーターフロントエリアの活性化、市民の豊かな社会生活の実現等に向けた取り組みを推進することを目的として、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携協力事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）スポーツの振興、競技力の向上に関すること
- （2）文化とスポーツの融合による新たな価値の創造に関すること
- （3）青少年の健全育成、高齢者・障がい者支援に関すること
- （4）地域活性化・地域課題解決に関すること
- （5）市政情報や市の施策、シティプロモーションに関すること
- （6）環境保全に関すること（ストークスコネクト）
- （7）その他、本協定の趣旨を実現するために必要なこと

（連携協力事項に係る取組内容）

第2条 甲及び乙は、前条に掲げる事項に関する取り組みを実現するため、継続的な意見交換を行い、具体的な事業の実施にあたっては、都度必要な契約の締結を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た情報（既に公知又は公用の情報は除く。）につき、本甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

（協定の期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(本協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容につき変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な措置を行うものとする。

(協定の解除)

第6条 甲及び乙は、「神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要綱」を遵守するものとし、これに違反した場合には、本協定を解除することができるものとする。

(疑義)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ定める。また、甲及び乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ書面をもって変更するものとする。

本協定を締結した証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名の上各1通を保有する。

令和5年10月28日

兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市
代表者 神戸市長

兵庫県西宮市甲子園高潮町3-30

ホテルヒューイット甲子園3F

乙 株式会社ストークス
代表者 代表取締役